

「パートナーシップ構築宣言」

当社は「社会の生産性向上に深く、広く寄与し、人々の幸福に貢献する」という基本理念のもと、自社の役割と責任を認識し、持続的な産業発展に向けた、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を率先して進めることで、新たなパートナーシップを構築し、以下の項目について、重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入など取引先の事情に合わせた業務の実施や BCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

取引先との業務プロセス電子化、サプライチェーン全体での効率化の推進に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇に伴い取引価格の見直しの要請があった場合には、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

型の取り扱い条件を明確にして取引を行うとともに、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③ 手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する代金は現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

取引関係を通じて知り得た下請事業者の業務上一切の機密は、知的財産権やノウハウを含め、下請事業者の承諾を得ないで第3者に開示することのないよう、十分に配慮します。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

取引先との双方向のコミュニケーションに基づき、製造力や品質の向上活動を支援すると共に、検査や物流面での課題を共同で解決するなど、取引先の体質改善に協力して取り組みます。

2022 年 4 月 5 日

株式会社 デンソーウェーブ

取締役社長 相良 隆義